

十島村定員管理計画

(平成30年6月策定)

令和3年9月改訂

十島村

計画の期間を平成 31（2019）年 4 月から令和 6（2024）年 4 月 1 日までの 5 年間とし、平成 30（2018）年 6 月に策定した定員管理計画の一部を見直します。

1 趣旨

本定員管理計画の策定時においては、財政負担への懸念から主に医療の充実に資するため、看護師を増員することとし、計画の始期から終期における条例定数及び計画職員数を看護師 7 名増とし、令和 2 年度まで進めて参りました。

策定以後、災害の甚大化、デジタル化、人口減少社会の中での定住対策等の行政需要に加え、全国規模で対応を迫られる新型コロナウイルス感染症対策や村の畜産組合が抱える課題の解決、令和 3 年 9 月に発足したデジタル庁で進められるデジタル化の全国展開など、今後においても村が担わなければならない行政課題はさらに多様化することが見込まれます。

また、ここ数年、毎年のように職員の中途退職が繰り返されたことを重く受け止める必要があります。女性活躍を始めとする働き方改革など、社会の要請を受けた政策に着実に対応するための体制づくりが必要です。

これからも村が存続するためにも、多種多様化する行政需要に臨機応変に対応し、住民サービスの低下を招かないよう、更には職員がやりがいを持って職務を遂行することができるよう本定員管理計画を見直すものです。

2 改訂の内容

基本的な事項については、本定員管理計画策定時に準じるものとします。

趣旨に基づき、本定員管理計画の 6. 定員管理計画「(3) 目標職員数」を次のとおり改訂します。

(1) 現行

	2019 3/31	2019 4/1	2020 4/1	2021 4/1	2022 4/1	2023 4/1	2024 4/1
条例定数	66	73	73	73	73	73	73
計画職員数	62	65	67	69	69	69	69

(2) 改訂後

	2019 3/31	2019 4/1	2020 4/1	2021 4/1	2022 4/1	2023 4/1	2024 4/1
条例定数	66	73	73	73	84	84	84
計画職員数	62	65	67	68	72	76	80